

令和 8 年度 加東市民病院 L E D 照明器具賃貸借（長期継続契約）

灯具・工事等仕様書

本仕様書は、加東市民病院（以下「当院」という。）が実施する「令和 8 年度 加東市民病院 L E D 照明器具賃貸借（長期継続契約）」において使用する灯具及び工事仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1 灯具仕様

（１）構造

- ①直管型 L E D ランプは口金を G 1 3 とし、バイパス工事を行い管球のみの交換方式とすること。また、給電方式は片側給電とすること。
- ② G 1 3 口金の直管型 L E D ランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会（以下「J L M A」という。）が制定する「A C 直結 G 1 3 口金直管 L E D 光源-安全規格 J L M A 3 0 1 : 2 0 2 1」に準拠していること。
- ③既設の蛍光灯用照明器具に取付けが可能であること。
- ④各検査室等で使用する 4 0 W 型直管型 L E D ランプ、ダウンライトは、E M C 国際規格 C I S P R 1 1 , 1 5 , 3 2 適合品であること。
- ⑤ L E D の光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであることとし、病室、診察室、各検査室等で使用する直管型 L E D ランプは、フリッカー率 3 . 3 3 % 以下（周波数 1 0 0 H z の場合）、又は 3 0 0 0 H z 以上の製品とすること。
- ⑥電源内蔵型であること。

（２）性能

L E D ランプの性能は、以下のとおりとする。

既存ランプ	色温度	消費電力	全光束	重量
直管蛍光灯 FHF32EX 高出力型	5000K	18W 以下	3100lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FHF32EX	5000K	13W 以下	2300lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FLR40S	5000K	13W 以下	2300lm 以上	260g 以下
直管蛍光灯 FL20	5000K	7W 以下	1100lm 以上	145g 以下
直管蛍光灯 FL10	5000K	3.5W 以下	500lm 以上	80g 以下
コンパクト管蛍光灯 FPL36EX	5000K	11W 以下	1,600lm 以上	145g 以下

- ①光源の定格寿命は 4 0 , 0 0 0 時間以上の製品とする。
- ② L E D ランプの作動保証温度範囲は - 2 0 ℃ ~ + 4 0 ℃ を満たすこと。
- ③演色性は R a 8 0 以上とすること。

(3) その他

- ①設置する製品は全て新品であること。
- ②LED製品は、前項のLEDランプの性能を満たすものであって、かつ、別紙「加東市民病院既設照明器具設置リスト」に記載の照明と同等以上の交換種別（バイパス工事・器具交換等）、仕様とし、意匠等が著しく変わらないものであること。
また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受注者の責において対応すること。
- ③設置する前に明るさを現場で確認し、確認終了後に設置すること。
- ④ISO9001（品質マネジメントシステム）の認定取得工場を保有するメーカーの製品であること。
- ⑤企画提案書提出時に、設置製品の仕様書一覧を提出すること。

2 工事仕様

- (1) 契約後速やかに施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等）を作成し、当院と協議すること。
- (2) 設置前には、現地調査及び分電盤調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 蛍光灯器具内の安定器は、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、LED化工事を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ①適合するLED光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨
 - ②LED光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等
 - ③蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
- (8) 設置作業にあたり停電する必要がある場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。

- (9) 搬入・搬出経路については病院運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- (10) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
- (11) 作業時間帯の決定にあたっては、当院の指示に従うこと。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既存照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (17) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- (18) 施工時間は、病室エリアに関しては平日日中、外来エリアについては平日夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。
- (19) 本仕様書に記載のない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠する。
- (20) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議の上決定する。

3 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に当院と協議すること。

(1) 工事期間

作業工程については3週間以内を目安に計画すること。

(2) 工事の優先順位

①既設照明器具で故障が発生した（している）箇所

②その他当院が優先と判断した箇所

(3) 工事方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

4 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間終了時まで物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当院と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

5 物品の移動等

- (1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当院負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院に提供するものとする。